

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		行政財産目的外使用許可
根拠条例・規則等名		地方自治法、さいたま市財産規則
条 項		法第 238 条の 4 第 7 項、規則第 21 条
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害者総合支援センター (電話：048-859-7255)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市財産規則及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領に則って事務を行っている。
	設定等年月日	平成 19 年 4 月 1 日設定 令和 5 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	20 日 (休日を除く。)
	設定等年月日	平成 19 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		令和 5 年 4 月 1 日の組織改正による改正。